

第73号議案

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成30年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年八王子市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の類型)</p> <p>第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下、この章において「認定こども園」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であるものをいう。</p> <p>ア 単独型 幼稚園教育要領 (平成29年文部科学省告示第62号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第8条 認定こども園における教育及び保育</p>	<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の類型)</p> <p>第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下、この章において「認定こども園」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であるものをいう。</p> <p>ア 単独型 幼稚園教育要領 (平成20年文部科学省告示第26号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第8条 認定こども園における教育及び保育</p>

の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（[平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号](#)）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（[平成29年厚生労働省告示第117号](#)）に基づいたものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（[平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号](#)）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（[平成20年厚生労働省告示第141号](#)）に基づいたものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。